

富士宮市農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想

令和4年3月

富 士 宮 市

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 .....	1
1	農業の現状 .....	1
2	基本的な方向 .....	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 .....	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 .....	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 .....	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 .....	13
2	農用地の面的集積についての目標 .....	13
3	農用地の利用関係の改善に関する事項 .....	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....	14
1	利用権設定等促進事業に関する事項 .....	15
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 .....	21
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 .....	21
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 .....	24
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 .....	24
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の増加・定着・経営発展に向けた取組 .....	25
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 .....	25
第6	その他 .....	26
別紙1	(第5の1(1)⑥関係) .....	27
別紙2	(第5の1(2)関係) .....	28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業の現状

本市は、富士山の裾野に広がる広大な高原を有しており、緩やかな傾斜となって南端に市街地が形成されている。地区により気候の差異が認められ、冬季は北部地域で雪は見られるが、中心市街地周辺では、標高が低いために比較的温暖である。

市域の標高差は大きく、農地は標高70メートルから1,000メートルまで分布し、それぞれの地域で特色のある農業が営まれている。

本市の農業は、北部地域で畜産、東部及び南部地域で茶、その他の地域では水稻や野菜を主な生産物として展開し、地域性を発揮している。

畜産においては、1,188ヘクタールの草地で65戸の酪農家が6,958頭の乳用牛を飼育しており、草地を利用した大型酪農地帯が特徴的である。平均草地面積は18ヘクタールと大きい。

比較的温暖な地域で栽培が多い茶は、販売農家の作付面積は146ヘクタール、販売農家数は59経営体となっている。茶加工施設は23工場あり、全体的に自園、自製、自販により経営改善に取り組んでいる。一方、昨今の茶価の低迷により、茶園を借りる担い手が減少しており、茶園から他の作物への転換が増加している。結果、平成28年度から令和2年度の5年間で8ヘクタールを超える茶園転換が行われている。

稲作においては、水稻作付面積が601ヘクタールで耕地面積の20%を占めており、そのうち販売農家の作付面積は194ヘクタール、販売農家数は359経営体、1経営体当たり平均耕作面積は0.5ヘクタールと規模が零細である。また、水田の圃場整備率も低く、区画が小さく不整形のため流動化が進まず遊休化した水田が多い。地域分布としては、西部から南西部にかけての芝川水系を利用した水田地帯が主となっている。

畑作は、従前からトウモロコシ、里芋、ショウガ、キャベツ等の露地野菜の栽培が盛んである。最近の傾向としては、筍、落花生、ブランド化を目指す甘藷の栽培が盛んになりつつある。生産物については地場市場への出荷が多い。

最近では、経営の安定を図るため、ぶどう等の施設栽培が増加している。

就農状況をみると、平成27年から令和2年の5年間で、当市の総農家数は2,635戸から2,193戸と16.8%減少し、販売農家数も1,015戸から810戸と20.2%減少している。また、65歳以上の基幹的農業従事者の割合は、令和2年現在、全体の71.1%となっている。（2020農林業センサス）

また、本市における令和2年度の担い手への農地集積率をみても、その割合は31.1%と全国平均57.1%を下回っている。（農林水産省「担い手の農地利用集積状況調査」）

## 2 基本的な方向

総農家数及び販売農家数の減少や高齢化の進行、そして離農に伴い未利用となる農地の増加などの課題がある中、本市では、農業の持続的な発展に向け、「人・農地プラン」の実質化の取組を進め、各地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にし、認定農業者など中心経営体を各地域において確保することとする。

また、農業経営の基盤強化を進めるために、土地基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理事業の活用などにより農地の集積・集約化や経営の効率化を図る。優良農地を確保し、それらの農地を中心経営体に集積・集約化し、経営として自立できる農家を育成することを基本として、農業振興地域整備計画に沿って、秩序ある農地の利用確保に努めるものとする。

本市農業の将来を担う農業経営者及び生産組織を育成するため、また、地域農業の振興を図るため、意欲と能力のある農家及び組織に対して農業経営基盤強化促進事業をはじめとした包括的な支援を実施する。

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営を達成するための方策

認定農業者を中心とした担い手や農業生産組織の育成・強化と農地の流動化による農地の集積・集約化と遊休農地の解消を図るなど農業経営基盤の強化を進める。

- ・市、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等が相互の連携の下で支援を行うための体制として、富士宮市担い手育成総合支援協議会を活用する。
- ・土地利用型農業による規模拡大を志向する意欲的な農業者に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、農地中間管理事業を活用して両者を適切に結び付けて集团的農地の形成を促し、経営規模拡大による生産性の向上を図る。併せて、集約的な経営展開を助長するため、農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- ・大規模畜産を目指す農業経営が展開している北部の大型酪農地帯においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導體制の下に日本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、農協の担当者等による資金計画に係る研修、指導等を実施する。
- ・県や関係機関と連携して家族経営農家の法人化や6次産業化のために、税理士や会計士、中小企業診断士などの専門家派遣を行う。
- ・女性の視点を生かした収益性の高い農業経営を育成するため、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請や女性の農業経営者を育成していく。
- ・農業経営へのスマート農業等の先端技術の導入や環境整備等の取組を支援する。
- ・農地の利用調整に関する情報提供を、農業委員会と一体となって行っていく。
- ・畜産農家と耕種農家との間で堆肥の流通体制を整備するとともに、地域の実状に沿った特色のある農業を育成する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び育成（認定農業者）

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農外の人たちにも、農業が職業として選択し得る魅力とやり甲斐のあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間から2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- ・融資や補助事業など様々なメリットを活かし、認定農業者を確保する。
- ・農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実施結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い、再認定を促進する。
- ・青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へとつなげていく。
- ・「人・農地プラン」の実質化の取組を進め、規模拡大意向のある中心経営体以外の経営体へ農地の斡旋などの支援を進め、認定農業者へとつなげられるよう、助言していく。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び育成・確保（認定新規就農者）

新たに農業経営を営もうとする青年等、地域の新たな担い手の確保に努め、農業経営開始から5年後の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

目標とすべき経営の指標は、新たに農業経営を営もうとする青年等が地域における他産業従事者並の年間農業所得（300万円）、年間労働時間（1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者への支援を行っていく。

- ・経営継承や認定新規就農者への農地の斡旋などの支援を進め、担い手の確保・育成に努める。
- ・就農して間もない農業者を対象に、農業経営に必要な基礎的知識を習得できる研修の機会を関係機関と一体となって設ける。
- ・土づくりから栽培まで野菜の生産に関する基本的な知識と実技を学ぶことを目的とする農業学習体験講座を開催し、新しい担い手を確保する。

(4) 企業等の農業参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域の農業との調和の下に、企業等の農業参入

を支援し、地域の新たな担い手としての育成を図る。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 1 前提条件

年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間から2,000時間程度）の水準を実現できるものを対象とする。

### 2 農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 (草地型) 【法人経営】	経産牛 100 頭 育成牛 50 頭 草地面積 15ha	<p>〈主な資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(成牛フリーストール 1,300 m<sup>2</sup>、育成 400 m<sup>2</sup>)</li> <li>・パーラー(4頭ダブル)</li> <li>・堆肥舎 850 m<sup>2</sup>(通気あり)、尿溜、倉庫 180 m<sup>2</sup></li> <li>・バルククーラー 3,500 リットル</li> <li>・飼料混合攪拌機</li> <li>・トラクター120ps、マニユアスプレッダー</li> <li>・ローダー、ダンプトラック2t</li> <li>・哺乳ロボット</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発情発見器等スマート畜産技術の活用による省力化および生産効率の向上</li> <li>・ゲノム診断を活用した乳牛改良の加速化</li> <li>・飼料生産は、機械利用組合による共同作業もしくはコントラクター組織に委託</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(牛床10 m<sup>2</sup>/頭)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人会計</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・飼養管理システムの確立</li> <li>・GAP等の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の確保と労働環境の整備</li> <li>・作業のマニュアル化と実施</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 (草地型)	経産牛 55 頭 育成牛 20 頭 草地面積 12 ha	<p>〈主な資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛繋ぎ牛舎650㎡</li> <li>・育成牛舎 200 ㎡</li> <li>・堆肥舎 430 ㎡、尿溜</li> <li>・パイプラインミルクカー</li> <li>・搾乳ユニット自動搬送装置</li> <li>・バルククーラー 2,000 <small>リットル</small></li> <li>・トラクター80ps、マニユアスプレッダー</li> <li>・ローダー、ダンプトラック2t</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート畜産技術の活用による省力化および生産効率の向上</li> <li>・ゲノム診断を活用した乳牛改良の加速化</li> <li>・飼料生産は、機械利用組合による共同作業もしくはコントラクター組織に委託</li> <li>・乾乳牛は別飼い管理</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(牛房 2.68 ㎡/頭)</li> </ul>	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 GAP等の実践	休日制の導入 ヘルパーの活用
酪農 (畑地型)	経産牛 50 頭 育成牛 20 頭 飼料畑 4ha	<p>〈主な資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛繋ぎ牛舎 500 ㎡</li> <li>・育成牛舎 200 ㎡、堆肥舎 400 ㎡、尿溜</li> <li>・パイプラインミルクカー</li> <li>・搾乳ユニット自動搬送装置</li> <li>・バルククーラー 2,000 <small>リットル</small></li> <li>・トラクター60ps、マニユアスプレッダー</li> <li>・フロントローダー、ダンプトラック 2t</li> <li>・ロータリー、播種機、ロールペーラー、ラッピングマシン等栽培機器一式</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏作デントコーン、冬作イタライグラス等</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(牛房 2.68 ㎡/頭)</li> </ul>	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 GAP 等の実践	休日制の導入 ヘルパーの活用
肉牛 (交雑種肥育)	交雑種 常時 400 頭	<p>〈主な資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎 3,000 ㎡</li> <li>・堆肥舎 1,400 ㎡</li> <li>・フロントローダー、ダンプカー他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日増体重 0.98kg 以上</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(5.2 ㎡/頭)</li> </ul>	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 GAP 等の実践	休日制の導入 単純作業の雇用
酪農複合 (+肉牛)	《酪農+肉牛》 経産牛 40 頭 育成牛 12 頭 肉専用種 常時 20 頭 飼料畑 1ha	<p>〈主な資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛繋ぎ牛舎 460 ㎡</li> <li>・育成牛舎 60 ㎡、</li> <li>・畜舎(肉牛)100 ㎡</li> <li>・堆肥舎 300 ㎡、尿溜</li> <li>・バルククーラー 1,200 <small>リットル</small></li> <li>・飼料混合攪拌機</li> </ul>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動給餌機</li> <li>・トラクター30ps、マニユアスプレッダー</li> <li>・フロントローダー、ダンプトラック</li> <li>・ロータリー、播種機等栽培機器一式</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料の多回給与、乾乳牛は別飼い管理</li> <li>・夏作デントコーン、冬作イタライグラス等</li> <li>・(肉牛)日増体重 0.67kg 以上</li> </ul>		
養豚 (一貫経営) 【法人経営】	常時飼養頭数 種雌豚 170 頭 種雄豚 3 頭 育成豚 55 頭 子豚～肥育豚 2,040 頭	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥育豚舎 760 m<sup>2</sup>、母豚舎 470 m<sup>2</sup>、分娩豚舎 410 m<sup>2</sup>、子豚舎 860 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥処理舎 380 m<sup>2</sup></li> <li>・ボブキャット、堆肥発酵、浄化槽、豚衡器、スチームクリーナー</li> <li>・トラック、ダンプトラック 2t 他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工授精</li> <li>・雌種豚の経済寿命は3年6産、更新率33%</li> <li>・多産の高能力母豚</li> <li>・母豚1頭当たりの離乳子豚数12頭</li> <li>・豚舎構造:分娩・子豚舎は高床式、肉豚舎はスノコ式</li> <li>・給餌機はスウェットフィーダー</li> <li>・豚舎からの除糞はスクレーパー処理</li> <li>・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で処理</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(0.7 m<sup>2</sup>/肥育豚)</li> </ul>	法人会計 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 パソコンによる計数管理 GAP 等の実践	雇用の確保と労働環境の整備 作業のマニュアル化と実施
採卵鶏 【法人経営】	平均飼養羽数 5.5 万羽	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動換気ウイントレス鶏舎 3,300 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥舎 550 m<sup>2</sup></li> <li>・ゲージ自動化システム</li> <li>・ロッドコンベア</li> <li>・鶏糞堆肥攪拌搬送装置</li> <li>・ショベルローダー、ダンプカー他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初生雛導入(年7回)</li> <li>・産卵率83%</li> <li>・給餌、吸水、集卵、出荷作業の自動化</li> <li>・直販率の高い経営</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(430c m<sup>2</sup>/羽)</li> </ul>	法人会計 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 パソコンによる計数管理 GAP 等の実践	雇用の確保と労働環境の整備 作業のマニュアル化と実施
肉用鶏 (ブロイラー) 【法人経営】	年間出荷羽数 50.5 万羽 (常時飼養羽数 10.3 万羽)	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動換気ウイントレス鶏舎 6,500 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥舎400m<sup>2</sup></li> <li>・鶏糞燃焼床暖房装置一式</li> <li>・自動管理・温水給温システム</li> </ul>	法人会計 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立	雇用の確保と労働環境の整備 作業のマニュアル化と実施



営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・細霧システム、飲水投薬機</li> <li>・高温高圧洗浄機、ワクチンスプレー、ショベルローダー、ダンプカー</li> <li>・自家発電機、警報システム他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・45日齢出荷、出荷体重3kg</li> <li>・年間鶏舎利用回数:5回</li> <li>・育成率98%、飼料要求率1.7%</li> <li>・農場内オールアウト飼育方式</li> <li>・衛生対策(鶏病予防ワクチン、細菌自主検査)</li> <li>・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(50羽/坪)</li> </ul>	パソコンによる計数管理 GAP等の実践	
露地野菜 複合	作付面積 キャベツ =1.0ha さといも=0.3ha 大根=0.4ha その他野菜=0.8ha 水稲 =0.5ha 経営面積 3.0ha	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター24ps</li> <li>・堆肥舎、定植機</li> <li>・田植機4条、コンバイン2条、乾燥機24石、粃すり機</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャベツは無仮植育苗、定植機の利用</li> </ul>	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病虫害情報 の活用 ブランド化推進 作業日誌の記帳 作目の適正組み 合わせの確立 GAP等の実践	休日制の導入 農繁期の臨時雇 用者の確保 販売に臨時雇用 者の確保
	作付面積 有機野菜 根菜(10品目) 葉物(20品目) 果菜(20品目) 経営面積 1.3ha	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター24ps</li> <li>・管理機、堆肥舎、定植機、マルチャー</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定生産・品質向上</li> <li>・環境保全型技術の導入</li> </ul>		
	作付面積 軟弱野菜 ホウレンソウ他 経営面積 1.5ha(3回転)	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター16ps、予冷库5㎡</li> <li>・堆肥舎、作業場、断根機、雨除けハウス</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場市場出荷</li> </ul>		
施設野菜	作付面積 トマト =0.3ha キュウリ =0.3ha 経営面積 0.3ha	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス 3,000㎡</li> <li>・灌水装置、暖房機</li> <li>・養液栽培システム</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場市場出荷</li> </ul>	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病虫害情 報の活用 作業日誌の記帳 GAP等の実践	休日制の導入 臨時雇用者の確 保
いちご+ 露地野菜	作付面積 いちご=0.3ha 露地野菜(トウモロ コシ、落花生等) =1ha 経営面積 1.3ha	〈主な資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス 3,000㎡、トラク              ター24ps、暖房機、予冷库3.3㎡、灌              水装置、高冷地育苗、又はポット育              苗</li> <li>・高設栽培システム</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いちご:12月上旬出荷</li> <li>・収穫期間の延長</li> </ul>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
鉢物	作付面積 花壇苗 0.4ha×(2作) 経営面積 0.4ha	〈主な資本装備〉 ・ビニールハウス 1,000 m <sup>2</sup> ×2 棟 ・内部被覆設備 ・灌水設備 ・暖房機 ・蒸気消毒機 ・環境モニタリング装置 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・市場出荷 ・自家育苗	複式簿記 経営と家計分離 青色申告の実施 市況情報の活用 流通管理システムの確立 GAP等の実践	休日制の導入 定植時期及び収穫時期を中心とした雇用者の確保
	作付面積 鉢花  経営面積 0.2ha			
花木	作付面積 しきみ 山林種苗 計 2.5ha 経営面積 2.5ha	〈主な資本装備〉 ・堆肥散布機、深耕機、中耕機 ・トラクター、堆肥舎 〈その他〉 ・しきみは根付き 3年生	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病害虫情報の活用 流通管理システムの確立 GAP等の実践	休日制の導入 収穫時期を中心とした雇用者の確保
茶専作 (自園自製自販)	作付面積 茶=2.5ha 経営面積 2.5ha	〈主な資本装備〉 ・小型乗用摘採機、整枝機、せん枝機一式 ・歩行型管理機一式 ・製茶機械 60k 1ライン ・防霜ファン 〈その他〉 ・仕上げ施設を装備 ・品種組合せによる摘採期間の延長と特徴のある茶の生産 ・手摘みに臨時雇用 ・環境保全型技術の導入	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病害虫情報の活用 作業日誌の記帳 GAP等の実践	休日制の導入 収穫時期を中心とした雇用者の確保
茶複合 (茶+露地野菜)	作付面積 茶=2ha (生葉生産) 露地野菜=1ha 経営面積 3ha	〈主な資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式、せん枝機 ・堆肥散布機、深耕機、中耕機 ・トラクター24ps ・堆肥舎、定植機 〈その他〉 ・安定生産・品質向上 ・環境保全型技術の導入		
地被植物 《コケ類》	作付面積 コケ類 2.5ha 経営面積 コケ類 2.5ha	〈主な資本装備〉 ・作業場、ビニールハウス、温風暖房機、出荷調整用冷温室	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 市況情報の活用 流通管理システムの確立 GAP等の実践	休日制の導入 農繁期の臨時雇用者の確保

※「GAP等の実践」…認証取得の有無に限らずGAP、HACCP、しずおか農林水産物認証制度等（適正な農業の実践）に取り組むことを指す。（その他の営農類型も同様）

営農類型	営農モデル(規模)	経営規模 (ha)	経営体数	必要耕地面積 (ha)
1 酪農(草地型) 【法人経営】	経産牛 100 頭+15ha	15.0	10	150.0
酪農(草地型)	経産牛 55 頭+12ha	12.0	35	420.0
酪農(畑地型)	経産牛 50 頭+ 4ha	4.0	11	44.0
肉牛(交雑種肥育)	常時 400 頭	—	10	—
酪農複合(+肉牛)	経産牛 40 頭+肉専用種 20 頭+1ha	1.0	1	1.0
養豚(一貫経営)	種雌豚 170 頭+種雄豚 3 頭+育成豚 55 頭 +子豚~肥育豚 2,040 頭	—	8	—
【法人経営】 採卵鶏【法人経営】	平均飼養羽数 5.5 万羽	—	4	—
肉用鶏(ブロイラー) 【法人経営】	年間出荷羽数 50.5 万羽	—	1	—
2 露地野菜	キャベツ 1.0ha+さといも 0.3ha+大根 0.4ha +その他野菜 0.8ha+水稲 0.5ha 少量多品目(有機野菜) (根菜10品目・葉菜 20 品目・果菜 20 品目)	3.0 1.3	20 3	60.0 3.9
	軟弱野菜(1.5ha×3(回転))	1.5	1	1.5
3 施設野菜	トマト 0.3ha、キュウリ 0.3ha	0.3	10	3.0
4 いちご+露地野菜	いちご 0.3ha+露地野菜(トウモロコシ、落花生 等)1.0ha	1.3	5	6.5
5 鉢物(花壇苗・鉢花)	花壇苗 0.4ha×(2 作) 鉢花(施設)0.2ha	0.4 0.2	1 1	0.4 0.2
6 花木	しきみ・山林種苗 2.5ha	2.5	12	30.0
7 茶専作	自園自製自販 2.5ha	2.5	21	52.5
8 茶複合(茶+露地野菜)	茶(生葉)2ha+露地野菜 1ha	3.0	1	3.0
9 地被植物(こけ類)	こけ類 2.5ha	2.5	1	2.5
合 計			156	778.5

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2の(3)に示したような目標を可能とする青年等が農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で取り組んでいる事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 前提条件

年間農業所得(300万円)、年間労働時間(1,800~2,000時間)の水準を実現できるものを対象とする。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 (草地型)	経産牛 50 頭 育成牛 20 頭 草地面積 6ha	〈主な資本装備〉 ・成牛牛舎 600 m <sup>2</sup> ・育成牛舎 108 m <sup>2</sup> ・堆肥舎 450 m <sup>2</sup> 、尿溜 ・バルククーラー 2,000 ㍓ ・パイプラインミルクカー ・フロントローダー、ダンプトラック2t ・トラクター 〈その他〉 ・経営継承 ・パート及びヘルパー利用 ・飼料は多回給与 ・乾乳牛の別飼い ・飼料は自給と購入の混合	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 作業日誌の記帳 飼養管理システムの確立 GAP 等の実践	休日制の導入 ヘルパーの活用 パートの活用
酪農 (畑地型)	経産牛 40 頭 育成牛 16 頭	〈主な資本装備〉 ・成牛繋ぎ牛舎 480 m <sup>2</sup> ・育成牛舎 87 m <sup>2</sup> (カーフハッチ併用)、 堆肥舎 350 m <sup>2</sup> 、尿溜 ・パイプラインミルクカー ・バルククーラー 1,500 ㍓ ・フロントローダー、ダンプトラック2t 〈その他〉 ・経営継承 ・パート及びヘルパー利用 ・飼料は全量購入 ・飼料は多回給与 ・乾乳牛の別飼い		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
露地野菜 複合	作付面積 葉菜類(キャベツ など)=1.5ha 根菜類(甘藷、 人参など)=0.5ha その他(落花 生、トウモロコシな ど)=0.5ha  経営面積 2.5ha	〈主な資本装備〉 ・トラクター20ps ・管理機 ・軽トラック1台 ・育苗ハウス 200 m <sup>2</sup> 2棟 〈その他〉 ・キャベツは無仮植育苗、定植機の利用	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病虫害情 報の活用 ブランド化推進 作業日誌の記帳 作目の適正組み 合わせの確立 GAP等の実践	休日制の導入 農繁期の臨時雇 用者の確保 販売に臨時雇用 者の確保
	作付面積 有機野菜 根菜(8品目) 葉物(12品目) 果菜(10品目) 経営面積 1.2ha	〈主な資本装備〉 ・トラクター20ps ・管理機、定植機、マルチャー 〈その他〉 ・安定生産・品質向上 ・環境保全型技術の導入		
	作付面積 軟弱野菜 ホウレンソウ他 経営面積 1.2ha(3回転)	〈主な資本装備〉 ・トラクター16ps、予冷库 5 m <sup>2</sup> ・堆肥舎、作業場、断根機、雨除けハウス 〈その他〉 ・地場市場出荷		
施設野菜	作付面積 トマト =0.12ha キュウリ =0.12ha 経営面積 0.24ha	〈主な資本装備〉 ・ビニールハウス 2,400 m <sup>2</sup> ・灌水装置、暖房機 ・養液栽培システム 〈その他〉 ・地場市場出荷	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病虫害情 報の活用 作業日誌の記帳 GAP等の実践	休日制の導入 収穫調整を中心 にした雇用者の確保
	作付面積 いちご=0.28ha 経営面積 0.28ha	〈主な資本装備〉 ・ビニールハウス 1,400 m <sup>2</sup> 2棟 ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫 台車 ・予冷库 3.3 m <sup>2</sup> ・灌水装置 ・小型ポット育苗システム ・高設栽培システム、炭酸ガス発生 装置 ・動力噴霧器 〈その他〉 ・小型ポット育苗による省力栽培 ・高設栽培による収穫期間の延 長 ・補助電照等による草勢維持 ・複合環境整備装置 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病虫害・雑草管理(IPM) の導入		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
茶複合 (茶+露地野菜)	作付面積 茶 2ha (生葉生産) 露地野菜 0.5ha 経営面積 2.5ha	〈主な資本装備〉 ・コンテナ式乗用型摘採機 (2戸共同利用) ・乗用型防除機(2戸共同利用) ・乗用型複合管理機(2戸共同利 用) ・裾刈機 ・防霜ファン 〈その他〉 ・共同製茶工場への生葉出荷	複式簿記記帳 経営と家計分離 青色申告の実施 気象、病虫害情 報の活用 作業日誌の記帳 作目の適正組合 せ確立 GAP等の実践	休日制の導入 農繁期の臨時雇 用者の確保

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げるとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
45%	

- (注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には基幹的農作業受委託の面積も含む。  
2 目標年次は、おおむね10年後とする。

##### 2 農用地の面的集積についての目標

地域の農業者の話合いに基づく人・農地プランの作成と実行を推進し、今後、耕作されなくなる農地について地域の中心経営体に集積・集約化を図る。

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

### 3 農用地の利用関係の改善に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

北部においては、酪農を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできている。最近では、法人化が進み、農地の集積・集約化が加速している。

また、中山間地域では、高齢化や農業後継者不足により、将来の担い手を確保するために、外部からの担い手を取り入れるなどの取り組みを行っている。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地の確保と有効利用に関する各種施策の実施を図っていく。

#### (3) 関係団体等との連携体制

関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、深刻な担い手不足の状況下であるが、「標高差の有効利用」や「複合経営を中心とした多様な農業生産の展開」など市の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ・ 利用権設定等促進事業
- ・ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成・定着に関する事項
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

#### (1) 西部から南西部にかけての水田地帯は、水稲と施設野菜或いは露地野菜との複合経営により所得の向上を図る。また、農地中間管理事業を重点的に実施し、担い手への農地の集積を図る。

土地基盤整備が終了した地区では、計画的な土地利用を図るため、集落内での話し合いにより営農集団を組織し、農地中間管理事業への誘導を図る。

#### (2) 北部は、広大な草地を有する大型酪農地帯であり、コントラクターを組織し、草刈りなどの管

理を行っている。今後は、経営改善を進め、より健全な経営体を目指す。

- (3) 中部の畑作地帯は、露地野菜を中心とした地域であり、後継者の就農を促進するため、農地中間管理事業を重点的に実施し、担い手を育成する。
- (4) 東部及び南部は、市街化された中で茶の栽培が多い地域である。全体的に、自園・自製・自販の担い手に集積しているが、茶価の低迷により、茶園を借りる担い手が減少しており、茶園からの転換などが必要とされている。一方で、茶生産の推進のために、茶園集積の事業などを行う必要がある。
- (5) 南西部は、特産物と目される筍、梅、花木、茶等の基幹作物の加工等を積極的に取り入れ、付加価値を加え地域の特産品を振興するとともに、年間を通じた生産、集荷、販売等、一体となった計画の基に農業経営の改善を図る。

以上、地域ごとに特色のある農業を展開しつつ、農地集積・集約化を進めるとともに、経営感覚を洗練し、企業的経営への移行を進める。このことにより、第1の2の目標の達成を図る。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従業者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用



するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第2条第3号に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 本市長への確約書の提出や本市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号。以下、「農地法」という。）第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うために利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けるものが利用権の設定等を受けた後に

において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持ち分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おう

とする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その区域内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① （5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② （5）の②、③の規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
 ( (1) の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含む。)、始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係
- ⑤ ①に規定するものが移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価 (現物出資に伴い付与される持ち分を含む。) 及びその支払い (持ち分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するもののすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権 (その存続期間が20年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、

当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権

利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ ②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の手段により公告する。

④ ③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

## 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

農地中間管理機構として指定された（公社）静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業のほか同公社が行う事業の実施の促進を図る。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### （１）農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### （２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

### （３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を提出し、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ ②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請が合った場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。



(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② (5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、(公社)静岡県農業振興公社等の指導、助言を求めてきたときは、富士宮市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

効率的かつ安定的な経営を育成するために、集落段階における農業者間の合意形成並びに生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成、引いては地域の推進リーダーとなる人材の養成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、婦人、

高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成・定着に関する事項

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取り組み

ホームページやSNS等を活用して若者向けに情報発信する。また、新規就農者が、地域の話し合いを通じ、地域農業の中心となる経営体となるよう促進し、新規就農者育成総合対策事業、青年等就農資金の積極的な活用による初期の経営の安定を図るとともに、県、農業協同組合等と連携し、巡回指導や研修会等の開催等により、安定的な経営体への成長を促す。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策、経営体育成支援の事業などの国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へとつなげていく。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 県営畑地帯総合土地改良事業、県営圃場整備事業等による農業生産基盤（土地基盤）の整備の促進を通じて土地生産性の向上を図るとともに、雨除けハウス等生産機械施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上で必要な条件整備を図る。

イ 多面的機能支払交付金等事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稲作、転作、さらに他作目との望ましい複合経営の育成を図るものとする。また、農協青壮年部を中心とした米づくり請負耕作促進事業を強力に促進し、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関とともに行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農林事務所等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、富士宮市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成12年 8月28日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成18年12月28日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成22年 6月11日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成25年 5月27日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年 9月24日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和4年3月9日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用</p>	<p>1 農地については、農地法第52の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するま</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金</p>

<p>権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>での期間等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき富士宮市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、



<p>価額に比準して算定される額を基礎とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>る。</p>	<p>当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>
--	-----------	--